

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（年金特別会計における子ども手当に関する経理）</p> <p>第三十一条の二（略）</p> <p>第三十一条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども</p>	<p>附 則</p> <p>（年金特別会計における子ども手当に関する経理）</p> <p>第三十一条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百二十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第一百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年度子ども手当支給法第十七条第二項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九

条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第二百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十三年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項」と、第二百一十一条並びに第二百一十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

254 (略)

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

254 (略)

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二（略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金を含む。）とする」 〇</p> <p>（都道府県単位保険料率の算定の特例等） 第八条の四（略）</p>	<p>附 則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県単位保険料率の算定の特例等） 第八条の三（略）</p>

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）
（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二（略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p>

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
 （附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	法律	事務	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

法律	法律	事務	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

(新設)

◎ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）
 （附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （子ども手当に要する経費に係る特例） 第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 （平成二十二年法律第十九号）又は平成二十三年度における子ども 手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の規定 が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については 、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」と する。</p>	<p>附 則 （子ども手当に要する経費に係る特例） 第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 （平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第 十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とある のは、「児童手当及び子ども手当」とする。</p>

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）
 （附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）</p> <p>第八条 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）</p> <p>第八条 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、第七条第十一号の二中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。</p>

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）
 （附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一〇二十八（略） 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号） 二十九の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号） 三十〇三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一〇二十八（略） 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号） （新設） 三十〇三十三（略）</p>

◎ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
 （附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>4 （略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p>

◎ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）
 （附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p>

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）
 （附則第十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 （略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される検察官等に関する読替え）</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>7 （略）</p> <p>（一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される検察官等に関する読替え）</p>

改正案	現行
<p>附則 （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律に係る特例）</p> <p>第五条 平成二十三年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律の規定による子ども手当」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「」の認定」と</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例）</p> <p>第五条 平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「含む。）」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により児童手当又は特例給付等に関する法律（平成二十二年法律第十九号）附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」の支給要件」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども</p>

あるのは「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

2 平成二十三年四月二日から平成二十四年三月三十一日まで（平成二十三年六月一日を除く。）に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第四条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあるのは「同法の規定による子ども手当」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「同法第七条第一項」とあるのは「同項」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「」の認定」とあるのは「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

2 平成二十二年四月二日から平成二十三年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

◎ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）
 （附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 （略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法）」とする。</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>6 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第七十五条（略）</p> <p>（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律により適用される児童手当法の特例）</p> <p>第七十六条 機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六條第二項中「児童</p>	<p>附則 （平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第七十五条（略）</p> <p>（新設）</p>

手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」と、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（政令への委任）
第七十七条（略）

（政令への委任）
第七十六条（略）